

政策会議付議事案書 (令和5年1月17日)

提案課名 はだの魅力づくり推進課

報告者名 上 松 太 一

<p>事案名</p>	<p>秦野駅北口周辺にぎわい創造に向けた県道705号拡幅に伴う沿道敷地の取得について</p>	<p>有 資料 (無)</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>県道705号沿道の土地については、小田急4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針に基づき、効果的な土地利用を推進し、企業の新規立地など積極的な投資の誘導を図る必要があるため、「商業・業務系土地利用推進重点区域」に指定し、その区域内の土地について、利用価値の向上や効果的かつ効率的な利用を図るための検討、整理等を行うこととしました。</p> <p>これにより、沿道土地のうち、狭小、不整形であるものについて、画地の整理や狭小等土地の集約のための土地の取得又は交換を進める必要があります。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和3年12月 「小田急4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化方針」を政策決定</p> <p>令和4年4月 「秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例」施行</p> <p>〃 8月 「商業・業務系土地利用推進重点区域」の指定を政策決定</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 「商業・業務系土地利用推進重点区域」内の県道705号沿道で地権者から市へ売却の意向がある狭小又は不整形な土地について、取得に向けた交渉を行うこと。</p> <p>2 交渉が成立したものについて、土地開発公社を活用し、取得すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和5年度 未来ビジョン策定</p> <p>令和6年度 中心市街地活性化推進計画策定</p> <p>商業・業務系土地利用推進重点区域における土地利用については、未来ビジョン及び中心市街地活性化推進計画の策定の中でニーズ等を把握し、公共的利用の検討、企業の誘致、売却等に努めます。</p>	